

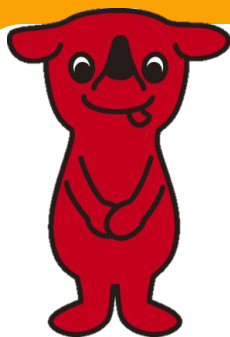
ご存じ
ですか？

障害者差別解消法が 一部変わりました！

2024（令和6）年4月から事業者による
合理的配慮の提供が義務化されます！



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



合理的配慮の事例について

詳しくは、「合理的配慮サーチ」をご覧ください。
（内閣府の公式Webサイト）

合理的配慮サーチ

検索



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から、手助けや心くばりをしてほしいと
言われた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

千葉県

あなたもできる！手助けの例

○視覚や手に障害のある人から「書類を代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆で問題がない書類の場合は、本人の意思を確認して代筆する。

○耳の不自由な人や声を出すことが難しい人と筆談やコミュニケーションボードでやり取りをする。



専門の相談員があなたのご相談に応じます

○千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」があります！

相談先（圏域）	相談専用電話番号	FAX
中央障害者相談センター（千葉）	043-292-1317	043-291-8488
// 船橋分室（船橋）	047-424-0167	043-291-8488
習志野保健所（習志野）	047-474-1389	047-475-5122
市川保健所（市川）	047-377-8854	047-379-6623
松戸保健所（松戸）	047-361-2346	047-367-7554
東葛飾障害者相談センター（柏）	04-7179-1088	04-7165-2423
野田保健所（野田）	04-7123-4418	04-7124-2878
印旛保健所（印旛）	043-486-5991	043-486-2777
香取保健所（香取）	0478-52-3613	0478-54-5407
海匝保健所（海匝）	0479-70-1825	0479-73-3709
山武保健所（山武）	0475-54-3556	0475-52-0274
長生保健所（長生）	0475-26-1510	0475-24-3419
夷隅保健所（夷隅）	0470-73-4630	0470-73-0904
安房保健所（安房）	0470-23-6900	0470-23-6694
君津保健所（君津）	0438-23-6603	0438-25-4587
市原保健所（市原）	0436-24-2387	0436-22-8068

※我孫子市の方からの条例相談は、東葛飾障害者相談センター（柏圏域）が担当します。

相談電話受付時間：月曜～金曜の9時～17時まで（祝日、年末年始除く）
※電話でのご相談が困難な方はFAXまたは電子メールで御相談ください。
メールアドレス sjourei@pref.chiba.lg.jp